

令和2年度 第2回嘉麻市障がい者施策推進協議会会議録

日時：令和2年10月28日14時～14時50分

場所：嘉麻市役所本庁舎5階A会議室

- ◇ 出席委員：会長（藤委員）・副会長（藤嶋委員）・牧口委員・田中委員
古川勤委員・木下委員・藤木委員・吉田委員 坂口委員
古川宏委員・横山委員・村谷委員[計12名]
- ◇ 欠席委員：0人
- ◇ 傍聴人：0人

【会議次第】

1. 開会あいさつ

2. 議事

- 1) 嘉麻市第6期嘉麻市障害福祉計画及び第2期嘉麻市障害児福祉計画
骨子案第1章、第2章、第3章について
- 2) 嘉麻市第6期嘉麻市障害福祉計画及び第2期嘉麻市障害児福祉計画
骨子案第4章、第5章、第6章、第7章について

3. その他

○協議内容

開会のあいさつの後、会長の議事進行で、事務局より、配布資料を使用しながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の骨子案について説明を行った。

議事1) 嘉麻市第6期嘉麻市障害福祉計画及び第2期嘉麻市障害児福祉計画骨子案第1章、第2章、第3章についての事務局から説明に対し、以下のような質疑応答が行われた。

(委員)

P2の第1節 計画策定の背景と趣旨の1行目に、障がいのある人と障害のある子どもと表現されているが、障がいのある人は障がい者、障害のある子どもは障がい児と切り分けになっていると思うが、下から9行目の「障害のある人」とは「障害者基本法」で定める、障がい者とされていると思うが、「障害者基本法」の場合は全てを含むのではないかと思うので、この計画は、総合支援法に基づいて障害者福祉計画作

っていると思うので、総合支援法の障害者の定義をとった方が、よりわかりやすくなるのではないかと感じた。総合支援法の場合は 18 歳以上が障がい者、児童福祉法は 18 歳未満が障がい児となる。「障がいのある人」と「障がいのある子ども」ということで足せば全体が障がい者であると言える。総合支援法の 1 条か 2 条だったと思うが、この障害のある方と障がい児の二つを合わせた表現の仕方として、障がい者等と表現がされてあった。障害のある人等とすることで全体を含み、「障害のある人」は 18 歳以上の人、「障害のある子ども」は 18 歳未満の人と分けて、総合支援法を基に定義を作っていくと、よりわかりやすく明確になるのではないかと思った。

(事務局)

ご意見をふまえて検討させていただきます。

(委員)

P14 の精神障がいのある人の状況であるが、その中で発達障害のことについて全く触れられていないので、通所の方とか頰田病院で相談委託とかされているが、その相談件数が増加傾向にあるとか、何らかちょっと触れていた方が、発達障害についても記載があった方がいいのかなと思った。

(事務局)

検討させていただきます。

(議長)

今、委員よりご指摘があった内容について、事務局の方で勘案してください。

(事務局)

はい。検討いたします。

議事 2) 嘉麻市第 6 期嘉麻市障害福祉計画及び第 2 期嘉麻市障害児福祉計画骨子案第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章についての事務局から説明を行った。質疑はなかった。

最後に事務局より、今後のスケジュールの説明を行い、本協議会は終了した。